

様式第 1 号（第 2 条関係）

（表面）

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所

氏 名

電話番号

職 業

生年月日 年 月 日生

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号）

鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請書

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 9 条第 2 項（及び同法第 9 条第 8 項）の規定により、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可（及び従事者証の交付）を受けたいので、次のとおり申請します。

捕獲等をしようとする鳥獣又は採取等をしようとする鳥類の卵の種類及び数	
捕 獲 等 又 は 採 取 等 の 目 的	
捕 獲 等 又 は 採 取 等 の 期 間	
捕 獲 等 又 は 採 取 等 の 区 域	
捕 獲 等 又 は 採 取 等 の 方 法	
捕獲等又は採取等をした後の処置	
学術研究を目的とした場合にあっては、研究の事項及び方法	
愛がん飼養の場合、現に飼養している鳥獣の種類及び数量等	
鳥獣保護区等において捕獲等又は採取等をしようとする場合にあっては、そ	
狩猟免許を受けている場合は、当該免許の種類、免許を与えた知事名並びに狩猟免状の番号及び交付年月日	
銃器を使用する場合は、猟銃・空気銃所持許可証の番号及び交付年月日	
備 考	

(裏面)

記載上の注意事項

- 1 法人申請で、従事者証の交付申請も同時に行う場合にあっては、() を外し、従事者証の交付申請を同時に行わない場合又は個人申請の場合は、() 内の文字を抹消すること。
- 2 住所は、法人申請の場合以外は、所属機関の所在地ではなく、申請者本人の自宅の住所を記載すること。
- 3 氏名は、複数人が同一の目的で捕獲に携わる場合で捕獲区域及び方法が同一の場合には、氏名の下に「ほか〇名」と人数を記入し、代表者以外は、「鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請者名簿」に必要事項を記載すること。
法人申請の場合は、その法人の代表者の名前を記入し、従事者は従事者名簿に必要事項を記載すること。
- 4 捕獲の頭(羽・個)数は、各人別に割り振られた頭(羽・個)数を記載すること。
また、1頭を共同で捕獲するような場合においては、合計〇人で1頭というように記載すること。
- 5 目的欄には「学研究(生態調査)」「管理(被害防止)」「管理(数の調整)」「保護(傷病鳥獣)」等、捕獲等をする事由を記載すること。
- 6 区域欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番(地先)等を記入し、捕獲等又は採取等の場所を明らかにした縮尺1:50,000以上の地形図を添付すること。
- 7 方法欄には、使用する捕獲用具の名称を記入し、その構造、設置方法等を示す図面を添付すること。
なお、麻酔銃を使用する場合は、使用薬名及び施用量を添付図面に記載すること。
- 8 処置欄については、捕獲個体の捕獲後の処置の方法について、計測後放鳥、殺処分、飼養等について記入すること。
- 9 研究の事項及び方法欄には、学術研究を目的として捕獲等又は採取等をしようとする場合にあっては研究の事項及び方法について、詳細に記入すること。
- 10 飼養している鳥獣の種類及び数量等欄には、愛がんのための飼養を目的として鳥獣の捕獲又は鳥類の卵の採取をしようとする場合にあっては、申請者の属する世帯において現に飼養している鳥獣の種類及び数量を記入すること。
また、申請者が、申請日以前5年の間に愛がんのための飼養を目的として鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の許可を受けたことがあるときは当該許可に係る鳥獣の種類及び数量を記載すること。
- 11 鳥獣保護区等の記入欄には、鳥獣保護区、休猟区、公道、自然公園法(昭和32年法律第161号)第21条第1項の特別保護地区、都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第6項に規定する都市計画施設である公共空地その他公衆の娯楽の目的で設けられた園地であって囲い又は標識によりその区域を明示したもの、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第14条第1項の原生自然環境保全地域、社寺境内、墓地、銃猟禁止区域、銃猟制限地域又は猟区内において捕獲等又は採取等をしようとする場合にあっては、その旨を記載すること。
- 12 狩猟免許に関する記入欄には、申請者(法人にあっては捕獲等に従事する者)が狩猟免許を現に受けている場合にあっては、当該狩猟免許の種類、当該狩猟免許を与えた都道府県知事名並びに当該狩猟免許に係る狩猟免許の番号及び交付年月日を記載すること。
- 13 銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日の記入欄には、銃器を使用して捕獲等をしようとする場合にあっては、当該銃器の所持について申請者(法人にあっては、捕獲等に従事する者)が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項の規定に係る許可証番号及び交付年月日(所持の許可を受けた者以外の者が当該所持の許可を受けた者の監督の下に麻酔銃猟を実施する場合にあっては、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和33年総務府令第16号)第5条第2項に規定する人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日を含む。)を記載すること。
- 14 備考欄には、他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものについて、その法令名、適用条項及びその手続状況を記載すること。